

社会福祉法人門前町福社会  
役員等報酬規程

社会福祉法人 門前町福社会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人門前町福祉会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には勤務形態に応じて、必要な報酬等を支給する。

2 理事長には、別表に定める役員特別報酬を加算し支給する。

3 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

4 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張した時は、旅費規程に基づき、旅費（旅費、日当、宿泊料）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬は、当該会議への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月27日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成30年8月7日から施行し、平成30年8月1日より適用する。

## 別表

	役員				評議員
	理事長	業務執行理事	理事	監事	
当該会議への出席 など法人・施設運 営のための業務に あたった場合の報 酬	10,000 円／回	10,000 円／回		10,000 円／回	7,000 円／回
役員特別報酬	150,000 円／年	120,000 円／年			